

案内図

いつでも説明、見学等お受け致します



名称 : コミュニティハウスまつかわ
 住所 : 〒040-0074
 函館市松川町 30 番 7 号
 TEL : 0138-83-6164 FAX : 0138-40-8876

協力医療機関

○ 深瀬医院
 函館市松川町 30 番 12 号
 TEL : 0138-41-1221
 FAX : 0138-40-1245
 診療科目 : 内科・心療内科・漢方内科・
 疼痛緩和内科、リハビリテーション科、
 歯科、歯科口腔外科
 協力内容 : 緊急時の受け入れ・治療協力、
 健康診断、健康相談など

運営会社概要

名称 : 医療法人 鴻仁会
 所在地 : 函館市松川町 30 番 12 号
 理事長 : 深瀬 晃一
 事業内容 : ・有料老人ホームの運営
 ・介護保険法に基づく
 居宅サービス事業
 TEL : 0138-41-1221
 FAX : 0138-45-1021

住宅型有料老人ホーム コミュニティハウス まつかわ

入居のご案内



運営理念

私たちは、高齢者が住み慣れた地域の中で、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、住まいと食事の安心を提供いたします。

ホームの特徴

★365日・24時間の安心体制です。

- ホーム内には、お世話する職員が365日、24時間体制で待機しています。
- 緊急時においても、協力医療機関と万全な医療体制を構築しており迅速に対応いたします。
- 協力医療機関との連携をとり、24時間連絡体制を確保しております。

協力医療機関

☞ 深瀬医院
(内科・リハビリ・歯科)

★幹線道路に近く、交通の便がとてもよいです。

- 函館バス松川町バス停から100m。幹線道路に近く通院やお買い物等に大変便利です。

施設の概要

施設名	コミュニティハウスまつかわ
類型	住宅型有料老人ホーム
事業主体	医療法人 鴻仁会
建物の概要	木造2階建 延床面積 335.53㎡
敷地の概要	543.98㎡ 借地(抵当権設定あり)
居室の概要	定員 16室18名 1人部屋: 8.42㎡ 10室 8.92㎡ 1室 9.07㎡ 3室 2人部屋: 16.76㎡ 1室 18.40㎡ 1室
共用施設	食堂: 1箇所 エレベーター: 1箇所 共用トイレ: 3箇所 共用洗濯室: 1箇所
その他の設備	自動火災報知装置、消火設備、避難設備、各室コールボタン

サービス内容

- 生活支援 : 日中は1~2名、夜間においてもオンコール体制、時間毎の巡回、臨時的な介護等を行います。
常時介護が必要な方は、外部の事業者による訪問介護等の介護サービスを利用させていただきます。
- 食事の提供 : 栄養士による献立によりバランスのとれた食事を提供します。
- 生活相談・助言 : 職員が日常生活における心配や悩み事等のご相談にいつでも応じます。
- レクリエーション : 日々の運動や娯楽等のレクリエーション、さらに毎月1回程度のイベントを提供します。例えば、時節の折々にバスでの観光ドライブや映画鑑賞会等を行っています。また、生活リハビリの一環として、調理作業も取り入れています。
- 健康管理 : 年2回の定期健康診断の機会提供をし、協力医療機関と密接に連携することで、入居者の皆様の健康維持と緊急の対応に十分に配慮いたします。
- 体験入居 : 入居される前に短期間(2泊3日まで)のご利用もできます。
お一人様1泊2日夕・朝食含む¥2,500(税込み)

ご利用料

入居後の費用 (月額利用料)

部屋の広さ	部屋数	家賃 (1部屋)	管理費 (光熱水費を含む)	リネン費 (オプション)	タオル費 (オプション)	食費	月概算利用料金 (オプションを除く)
5.1畳 Aタイプ	6	¥18,000-	¥17,000-/部屋	1人あたり ¥2,000-/月	1人あたり ¥3,000-/月	1人あたり 朝: ¥237- 昼: ¥263- 夕: ¥263- おやつ: ¥50- 1日計 ¥813-	¥59,390-
5.1畳 Bタイプ	4	¥20,000-	¥17,000-/部屋				¥61,390-
5.4畳 Bタイプ	4	¥20,000-	¥17,000-/部屋				¥61,390-
10.0畳 2人部屋	1	¥36,000	¥17,000-/人				¥77,390-
11.1畳 2人部屋	1	¥36,000	¥17,000-/人				¥77,390-

※ 冬季間(11月~4月の6ヶ月間)は、暖房費として月額5,000円を別途ご負担いただきます。

入居・退居等について

- 入居条件 : ① 原則として、身の回りのことがご自身で出来る方。
② 身元引受人を1名以上立てることが出来る方。
③ 自傷、他害のおそれがない方。
- 入居手続き : ① 入居申込後、入居基準による審査を経て、入居契約の手続きを行います。
② 契約締結前に、担当者が重要事項説明書に基づいて説明を行いますので、十分納得の上でご契約願います。
③ 契約締結日から14日以内であれば、当方へ通知することで、契約を解除できます。
④ 介護が必要な方は、外部の事業所による訪問介護等の介護サービスを利用する必要があります。
- 退居事由 : ① 契約上、禁止または制限された行為をした場合。
② 利用料が正当な理由がなく、しばしば滞納した場合。
③ 入居申込書に虚偽の事項を記載する等、不正な手段により入居した場合。
④ 入居者の行動が、他の入居者の生命、身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。

